

1. 改正前の教育職員免許法施行規則第6条第1項の表備考の改正後の適用関係  
対応関係について

改正前	改正後			
第6条第1項の表 (関係する学校種)	第2条第1項の表 (幼稚園教諭)	第3条第1項の表 (小学校教諭)	第4条第1項の表 (中学校教諭)	第5条第1項の表 (高等学校教諭)
第1号 (幼小中高)	—	—	—	—
第2号 (幼小中高)	第2号	第2号で規定	第5号で規定	第2号で規定
第3号 (幼小中高)	第4号	第2条で規定	第2条で規定	第2条で規定
第4号 (小中高)	—	第3号で規定	第6号で規定	第4条で規定
第5号 (小中)	—	第4号で規定	第3条で規定	—
第6号 (幼小中高)	—	—	—	—
第7号 (幼小中高)	第6号	第5号で規定	第7号で規定	第3号で規定
第8号 (幼小中高)	第7号	第2条で規定	第2条で規定	第2条で規定
第9号 (幼小)	第9号	第2条で規定	—	—
第10号 (中高)	—	—	第8号で規定	第4条で規定
第11号 (幼小中高)	第10号	第2条で規定	第2条で規定	第2条で規定
第12号 (幼小中)	第11号	第2条で規定	第2条で規定	—
第13号 (高)	—	—	—	第4号で規定
第14号 (幼小)	第12号	第2条で規定	—	—
第15号 (小)	—	第6号	—	—
第16号 (幼)	第13号	—	—	—
第17号 (中高)	—	—	第9号で規定	第5号で規定

※ 「○条の表の場合においても同様とする。」とあるものは、必要に応じて、当該学校種や免許の種類に応じた事項名等に読み替えて適用すること。

2. 改正前の教職に関する科目に含まれる事項の改正後の事項との対応関係について

改正前	改正後
教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	教職の意義及び教員の役割・職務内容（ <u>チーム学校運営への対応を含む。</u> ）
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の理念並びに教育に関する歴史及び思想
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 <u>特別の支援を必要とする</u> 幼児、児童及び生徒に対する理解
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（ <u>学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。</u> ）
教育課程の意義及び編成の方法	教育課程の意義及び編成の方法（ <u>カリキュラム・マネジメントを含む。</u> ）
保育内容の指導法	保育内容の指導法（ <u>情報機器及び教材の活用を含む。</u> ）
各教科の指導法	各教科の指導法（ <u>情報機器及び教材の活用を含む。</u> ）
道徳の指導法	道徳の <u>理論及び</u> 指導法
—	<u>総合的な学習の時間の指導法</u>
特別活動の指導法	特別活動の指導法
道徳及び特別活動の内容	道徳、 <u>総合的な学習の時間</u> 及び特別活動に関する内容
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法
生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
進路指導の理論及び方法	進路指導 <u>及びキャリア教育</u> の理論及び方法
教育実習	教育実習（ <u>学校体験活動を含むことができる。</u> ）
養護実習	養護実習（ <u>学校体験活動を含むことができる。</u> ）
栄養教育実習	栄養教育実習
教職実践演習	教職実践演習

※下線部分については、今回の改正により新たに内容が追加された部分を示す。